

番 号 : 131341  
国 名 : 南アフリカ共和国  
担当部署 : 南アフリカ共和国事務所  
案件名 : 産業人材育成に係る研修指導・運営監理

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 産業人材育成に係る研修指導・運営監理
- (2) 格付 : 3~4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年3月下旬から2015年1月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0.8M/M、現地5.67M/M、合計6.47M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 第1次現地派遣 90日 国内作業 4日 第2次現地派遣 80日 整理期間 7日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル : 1部
- (2) 見積書 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月12日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出  
または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約単独型のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - 1) 業務実施の基本方針 16点
  - 2) 当該業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
  - 1) 類似業務の経験 28点
  - 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - 3) 語学力 16点
  - 4) その他学位、資格等 12点
  - 5) 業務従事者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	プロジェクトマネジメントに係る各種業務
対象国/類似地域	南アフリカ共和国/途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし。
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

1994年のアパルトヘイト廃止以降、南アフリカ政府は、人種間格差是正を課題とした貧困層・弱者集団への再配分に重点を置いた政策を推し進めてきた。過去には「経済成長加速化戦略 (ASGISA)」及び「人的資源育成イニシアチブ (JIPSA)」を策定し、経済成長を実現するための適切な技能を持った人材の必要性を謳っている。2011年には人材育成戦略を更に進めるべく、それまでの教育省を基礎教育省と高等教育訓練省へ分割再編し、集中的に同課題への解決を図ってきたものの、未だに失業率は20%を超えており、黒人若年層においては70%を上回るとの数字も示されるなど、雇用課題を解決することは同国政府における喫緊の課題となっている。これを受け、南アフリカ政府は「国家開発計画2030」において、2030年までに1100万人の新規雇用を生み出し、失業率を6%に改善することを目標に掲げているが、産業界からはニーズに見合った人材の確保が困難であることが指摘されている。

高等教育及び失業者・企業人材の育成を担当する高等教育訓練省は、「第3次国家技能開発計画 (National Skills Development Plan 3: NSDP3)」において、質の高い教育や技能開発の機会を万人に提供し、社会経済発展に寄与する人材の育成を最重要課題としており、工科大学等への卒業要件としてインターシップ機会を含めるプログラム (Work-Integrated Learning Program: WIL Program) を開始するとともに、その実施を支援する産学教育部 (Co-operative Education) を学内に設立するなどの対策を取ってきた。しかしながら、上記課題を統括する同省局内のコーディネーション不足、企業ニーズを踏まえた人材育成モデルの欠如といった課題により、教育による解決の糸口は見えていない。

JICAは南アフリカ政府の取組を支援するため、2011年8月より2年間、個別専門家 (人材育成アドバイザー) を同省大学局 (大学に対する監督・監理責任を有する) に派遣し、産業界が望む人材の輩出を促進する政策立案・実施への助言、産学連携モデル形成に関する技術的支援を行ってきた。その活動の一環として、黒人学生が多い工科大学6校 (ツワネ、ダーバン、マンガスツ、ケープペニンシュラ、セントラル、パール) を対象に、企業が求める就業能力の習得を目的とした「産業人材育成研修プロジェクト」 (英語名: Employability Improvement Project) (以下、「フェーズ1」という) をJICA・南アフリカ高等教育訓練省・同工科大学6校 (産学教育部) の3者にて開始した。

フェーズ1では、企業が求めるソフトスキル/Work-readinessに特化し、日本の産業界を支える「カイゼン」、「5S」コンセプトや、プロジェクトマネジメント、イノベーションといった生産性を向上するために必要な包括的スキルを、参加型授業を通じて学ぶとともに、企業からの講師派遣、現場 (工場) 視察などを組み入れながら、実践面を重視した研修が実施された。併せて、同アドバイザーの支援により、実施 (Implementation: プロジェクトマネジメント手法)・改善 (Improvement: カイゼン、5S手法)・イノベーション (Innovation: イノベーション理論) を柱とした研修モデル (3i研修モデル) が開発され (研修テキストも作成済)、各工科大学講師・一部学生に対するパイロット研修が実施された。結果、研修受講生の就職率の向上などの効果が確認されている。

南アフリカ政府・参加工科大学はこれまでの成果を踏まえ、将来的には「フェーズ2」としてツワネ工科大学をプロジェクトオフィスとし、各工科大学において、同研修専属のトレーナーを育成 (各校1~2名を想定) し、トレーナーから各学科で生徒の就職指導にあたる教員 (Work-Integrated Coordinator: WIL Coordinator) へ更にカスケード式に研修を実施することや研修モデルの各大学正規カリキュラムへの導入、大学周辺企業との連携を計画している。また、南アフリカ政府は、若年失業が南部アフリカ共通課題であることに鑑み、「フェーズ2」の同地域への広域展開を模索し始めたところである。なお、同フェーズには、2013年TICAD VIにて打ち出された日本支援パッケージの1つである「TICAD産業人材育成センター」10拠点の一つとしての機能も期待されている。

これらの背景及び将来展望も踏まえ、2012年、高等教育訓練省は産業界ニーズに基づく

政策の立案・実施、人材育成研修の持続性・質の担保、南部アフリカ域内及び国内他高等教育機関への展開に対する足掛かりを作るための技術的支援を目的とし、我が国に対して、まずは2年間の個別専門家派遣（2名）を要請した。この要請に基づき、JICAは既に産業人材育成アドバイザー（2013.12-2015.12）1名を高等教育訓練省に派遣し、産業界ニーズに合致した人材育成を促進する政策立案や実施能力向上、高等教育訓練省局内のコーディネーションの改善、フェーズ1の成果と政策との連携といった支援を開始している。

本業務従事者は、上記要請のうち、主にフェーズ1の実施主体である各工科大学における研修トレーナーの育成（各工科大学は研修トレーナーを育成し、トレーナーを通じて各大学に配属されているWIL Coordinatorに対する技術移転を最終目標としている）を目的として派遣される。主なカウンターパートは、高等教育訓練省（大学局）・6工科大学（産学教育部）である。

以下に2012年に高等教育訓練省から要請された2名の専門家に対する支援要請の全体概要を示す（なお、ここで使用している「上位目標」や「プロジェクト目標」は先方要請に基づくもの）。

#### <上位目標>

- 1.（南アフリカ国内）南アフリカにおいて、産業界が求める人材育成が推進され、失業率の低減に貢献する。
- 2.（域内）南部アフリカ地域において、産業人材育成研修が導入され、同地域の質の高い産業人材の育成に貢献する。

#### <プロジェクト目標>

- 1.（南アフリカ国内）「産業人材育成研修」コンテンツが、高等教育訓練省傘下に所属する工科大学校の産学連携教育システムの一部として制度化される。
- 2.（域内）南部アフリカ地域ターゲット国において、産業人材育成研修がパイロット実施される。

#### <成果>

- 1.「産業人材育成研修プロジェクト」が高等教育訓練省における工科大学校の産学連携教育システムの一部として制度化される。
- 2.南部アフリカ地域における産業人材育成ニーズが認識され、ターゲット国の選定が行われる。
- 3.各工科大学において、産業人材育成研修を実施するトレーナーが育成される。
- 4.各工科大学において、産業人材育成研修内容が確定する。

## 7. 業務の範囲及び内容

本業務従事者は、上記7.にある全体概要のうち、主に成果3.及び成果4.に関する活動を行うことで、プロジェクト目標1.の達成を支援する。なお、業務にあたっては既に派遣されている「産業人材育成アドバイザー」（主に成果1.を担当）と十分に連携を図ること。

なお、「成果2.」（南部アフリカ地域への展開）については、本件支援による進捗を見極めた上で、2015年を目途に別途個別専門家の派遣を検討しており、最終的には、本業務従事者を含めた個別専門家3名による支援で上記の全体目標を達成する計画である。

本業務従事者の具体的担当事項は次のとおりとする。

#### [研修指導・運営監理]

##### （1）国内準備期間（2014年3月下旬）

ア.南アフリカ政府産業人材育成政策関連資料、本案件関連資料及びフェーズ1で作成された「産業人材育成研修テキスト」の内容を把握する。

イ. JICA南アフリカ共和国事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。  
ウ. 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成しJICA人間開発部に提出、報告する。併せて、南アフリカ共和国事務所にもデータを送付する。

（２）第１次現地派遣期間（2014年4月下旬～7月中旬）

ア. 現地業務開始時にJICA南アフリカ共和国事務所、カウンターパート（C/P）機関（高等教育訓練省・ツワネ工科大学産学教育部）にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また適宜JICA南アフリカ共和国事務所に対し進捗報告を行う。

イ. 現在南アフリカ政府が実施する高等教育人材に関する産業人材育成政策について、政府・工科大学産学教育部、その他関係者へのヒアリングを通じて把握する。

ウ. 工科大学6校における産業人材育成研修（以下、研修）の進捗、及び、トレーナーの育成状況を把握し、懸案事項の抽出を行う。

エ. イ. 及びウ. の結果を踏まえ、各工科大学の産学教育部と共同でトレーナーに対するトレーニング計画を立てる。

オ. フェーズ1で開発された研修テキストを用いて、エ. をもとに順次トレーナーに対するトレーニング（以下、TOT: Training of Trainers）を実施する。

（ア）トレーナーに対して、研修コンセプトを講義する。

（イ）トレーナーと共同で、工科大学学生及びWIL Coordinatorsに対する研修を準備する。

（ウ）トレーナーと共同で直接工科大学学生、及び、WIL Coordinatorsに対して研修を実施する。

（エ）（ウ）の結果をトレーナーにフィードバックする。

カ. 各回TOTを踏まえ、TOT用マニュアルを作成する（最終化は、第2次派遣終了時までに行うこととする。）。

キ. 各回研修結果を踏まえ、必要に応じて研修テキスト内容を改訂する（最終化は、第2次派遣終了時までに行うこととする。）。

ク. 高等教育訓練省C/Pと協議し、工科大学以外の数校をパイロット校として選出し、TOTの可能性を検討する。可能性が高い場合には、オ. の対象校として追加した研修計画に変更する。

ケ. 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出、報告する。

コ. JICA南アフリカ共和国事務所にて現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（３）国内作業期間（2014年7月下旬）

ア. 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA人間開発部に提出、報告する。

イ. 第2次派遣ワークプラン（和文・英文）を作成し、人間開発部へ提出、業務計画の確認を行う。併せて、南アフリカ共和国事務所にもデータを送付する。

（４）第2次現地派遣期間（2014年9月中旬～11月下旬）

ア. 業務開始時にJICA南アフリカ共和国事務所及びC/P機関にワークプランを提出し、現地業務計画の確認を行う。

イ. 工科大学6校における産業人材育成研修の進捗及びトレーナーの育成状況を把握し、必要に応じて第1次現地派遣時に作成した研修計画を各工科大学の産学教育部と共同で改訂する。

ウ. イ. の研修計画をもとに、対象校においてトレーナーに対する研修を実施する。なお、研修サイクルは、上記第1次派遣期間活動オ. のサイクルを踏襲することを基本とする。

エ. 各回研修結果をもとに、C/Pと協議の上、TOT用マニュアルを完成させる。

オ. 各回研修結果をもとに、C/Pと協議の上、必要に応じて研修テキストを改訂する。

カ. 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出・報告する。

キ. JICA南アフリカ共和国事務所に業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（５）帰国後整理期間（2014年12月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA人間開発部に提出、報告する。併せて、南アフリカ共和国事務所にもデータを送付する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

（１）ワークプラン（全体及び各派遣時）

英文3部（JICA人間開発部、JICA南アフリカ共和国事務所、C/P機関へ各1部）

和文2部（JICA人間開発部、JICA南アフリカ共和国事務所）

（２）現地業務結果報告書（各派遣時及び派遣終了時）

英文3部（JICA人間開発部、JICA南アフリカ共和国事務所、C/P機関へ各1部）

和文2部（JICA人間開発部、JICA南アフリカ共和国事務所）

（３）専門家業務完了報告書（最終報告書）（派遣終了時）

和文1部（JICA人間開発部へ提出）

記載項目は以下のとおりとし、TOT用マニュアル、研修テキスト（改訂した場合）を添付資料とする。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の成果・達成状況
- 3) 業務実施上の課題とその対処方法・結果
- 4) 業務実施上での残された課題
- 5) TOT実施に際する提言

また、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。また、現地派遣期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA南アフリカ共和国事務所に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意事項

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒南アフリカ⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

（２）臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA南アフリカ共和国事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への計上は不要です）。

- ・通信運搬費（インターネット通信や業務用携帯電話通信等）
- ・旅費・交通費（業務従事者がプレトリアから対象工科大学へ移動する際の費用）

- ・研修実施に係るテキスト印刷代
- ・その他

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### 1) 現地業務日程

第1次現地派遣期間は2014年4月22日～7月20日、第2次現地派遣期間は2014年9月10日～11月28日を予定していますが、JICAとの合意の上である程度の日程調整は可能です。

#### 2) 現地での業務体制

本業務に係る事業関係者は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・産業人材育成アドバイザー（2013年12月から2015年12月までの派遣）

#### 3) 便宜供与内容

##### ① 空港送迎

第1次現地派遣の到着時のみ、便宜供与あり

##### ② 宿舎手配

第1次現地派遣の到着時のみ、便宜供与あり

##### ③ 車輛借上

なし

##### ④ 通訳備上

なし

##### ⑤ 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

##### ⑥ 執務スペースの提供

ツワネ工科大学産学教育部内における執務スペース提供（ネット環境有）

### (2) 参考資料

1) 本件に係る資料は、人間開発部高等・技術教育課（Tel 03-5226-8335）にて閲覧できます。

- ・「産業人材育成研修」標準テキスト
- ・「産業人材育成研修」研修用パワーポイント

2) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。  
・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ＞プロジェクト情報＞国別検索＞分野課題別 一覧＞プロジェクト基本情報）

3) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館にて閲覧できます。

- ・専門家業務完了報告書（人材育成アドバイザー）

### (3) プレゼンテーションの実施

- ・実施時期：2月18日（火）（予定）（詳細はプロポーザル提出後別途指示。）
- ・実施場所：JICA内会議室
- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。

- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- 1) 「4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点」に記載のある「類似業務」に加え、途上国における高等教育セクター、若しくは、「カイゼン・5S」いずれかに関する関連業務の経験があることが望ましい。
- 2) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- 3) 南アフリカ国内での業務においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA南アフリカ共和国事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上